平成２４年（フ）第１０４７７号
東京都豊島区千早４丁目45―７―310
破産者　森谷　昌美
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０４８４号
埼玉県さいたま市南区内谷３丁目９―15―405
破産者　澤　　正純
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０５１３号
東京都八王子市川町244―54
破産者　夏海　　啓
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０５４９号
東京都杉並区下高井戸４丁目20―15―101
破産者　塩田　敏男
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０５５０号
東京都杉並区下高井戸４丁目20―15―101
破産者　塩田　紘子
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０６４７号
埼玉県春日部市中央８丁目８―26　ジュネパレス春日部第７―102
破産者　佐川　純子
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０６４８号
埼玉県狭山市入間川3145―26
破産者　佐々木　靖
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０６６０号
埼玉県新座市道場１丁目４―15
破産者　小林　洋子
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０６８６号
東京都新宿区西新宿３丁目14―10―101
破産者　山崎　直己
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０７１３号
東京都狛江市西野川２丁目24―１―202
破産者　武井　次男
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０７１４号
東京都狛江市西野川２丁目24―１―202
破産者　武井　公子
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０７９２号
千葉県木更津市岩根１丁目４―１　航空自衛隊第１補給処
破産者　細田　雄亮
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９３４号
札幌市白石区東米里2195番地27
破産者　株式会社立川開発
1　決定年月日　平成24年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４５３号
埼玉県新座市石神３丁目11番29号
破産者　株式会社中川組
1　決定年月日　平成24年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４９６号
埼玉県上尾市大字上1250番地１
破産者　協立農芸株式会社
1　決定年月日　平成24年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第９９８号
さいたま市岩槻区南平野２丁目８番地１
破産者　株式会社さがやま
1　決定年月日　平成24年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第９９９号
さいたま市岩槻区大字南平野213番地の１
破産者　有限会社ケイエスピーサガヤマ
1　決定年月日　平成24年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５３６号
千葉県松戸市小金原３丁目２番32号
破産者　有限会社エスティ・ドット
1　決定年月日　平成24年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第５３７号
千葉県松戸市小金原３丁目17番地の11
破産者　高原　幸恵
1　決定年月日　平成24年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２６７３号
東京都台東区竜泉２丁目20―２―804
破産者　樋口　洋一
1　決定年月日　平成24年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３７号
長野市大字栗田579番地１
破産者　有限会社三光園
1　決定年月日　平成24年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１１５号
長野県大町市大字大町4584番地４
破産者　亡菅澤猛夫相続財産
1　決定年月日　平成24年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第４０１６号
大阪市西区京町堀１丁目８番33号
破産者　株式会社アイ・ティ・ビィ
1　決定年月日　平成24年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部